

社会福祉法人男鹿更生会 役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人男鹿更生会の法人業務に伴う役員、評議員、各委員に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び各委員会への出席
- (2) 監事による定期または、臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立合
- (4) 役員研修会への参加及び施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他、理事長が必要と認めた業務
- (7) 理事長としての業務

(費用弁償)

第3条 1 前条の(1)から(6)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

1日あたりの額
7,000円

2 前条の(7)の業務の場合

1日あたりの額
7,000円

(適用除外)

- 第4条 施設職員であつて法人役員を業務する者については、この規程は適用しない。
- 2 同日に開催された業務を兼務された場合は、重複して費用弁償を支給しない。

- 附 則 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 一部改正は、平成25年3月22日から施行する。
- 3 一部改正は、平成25年6月1日から施行する。
- 4 一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 一部改正は、平成29年6月1日から施行する。
- 6 一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 一部改正は、平成30年6月11日から施行する。
- 8 一部改正は、平成30年12月5日から施行する。